

『情報化社会・メディア研究』投稿規程

2019年 6月改訂

2007年 7月改訂

2006年 5月改訂

2005年 7月改訂

2004年 11月制定

1. 目的

放送大学情報化社会研究会（以下、「本研究会」）会員および関係者の研究成果の発信・交流を目的とす

2. 受付可能な投稿原稿の種類

次の3種類の投稿原稿を受け付ける。

1) 研究の部

1-1) 原著論文

著者の新規でオリジナルな研究成果を論文としてまとめたもの。編集委員会の内規に基づいて実施する査読による掲載判断を行う。

1-2) 研究ノート

研究途上の知見やこれに関わる考察等をまとめたもの。

2) 特別寄稿の部

編集委員会の判断で掲載する論考、共同研究、書評など。

3) 修士研究成果報告の部

3-1) 要旨報告

修士論文の趣旨をまとめたもの。

3. 投稿資格

各部の投稿資格は次の通りである。

1) 研究の部

1a) 本研究会会員および、これに準じ編集部が特に認めるもの

2) 寄稿の部

2a) 本研究会会員および、これに準じ編集部が特に認めるもの

4. 二重投稿

要旨報告を除き、二重投稿は認めない。

5. 採否

正当な理由があるとき、編集部は理由を示して不採用とすることができる。

6. 著者と編集者の責任および権利

内容に関する責任は全面的に著者に属し、本誌は責任を負わない。

版面構成・体裁・印刷に関する権限と責任は原則として本誌に属する。

頒布形態に関わらず本誌の頒布に関する責任と権限は原則として本誌に属する。

著作権は著者に属する。

本誌への投稿に伴い、著者は本誌に著作権を設定するものとする。
そのさい、本誌の頒布において必要とされるその他の権利、例えば

- ・送信可能化権と公衆送信権
- ・翻訳権

なども、そのさい併せて予め本誌に設定されるものとする。

また、本誌からの二次的な複製の許諾に関する権限も本誌に委任される。

7. 投稿原稿の形式

1) 提出形式

提出原稿は原則として Microsoft Word による電子ファイル形態とし、本誌編集担当者が送付する所定のテンプレートの書式に従う。図表は、原稿の該当箇所に挿入する。原稿がほぼ版下になるイメージとする。

2) 論題その他の書誌的表示

論題・著者名・所属学習センター名・英文タイトル・英文著者名を表示する。

- ・要旨報告の論題は修士論文のタイトルとし、末尾に「(要旨)」を付加する。
- ・修士研究成果報告の部の学習センター名は修士論文提出時のものとする。
- ・研究ノートは、英文タイトル・英文著者名の記載を任意とする。

例. メディアとしての遠隔高等教育機関－「放送」の変化の中で－ (要旨)

中村由利(大阪)

Society, media, and distance higher education in Japan: in the transition of
public broadcasting into the digital age.

NAKAMURA, Yuri

3) キーワード

論文の主な内容を表す 10 個以内の自由キーワードを付与し、「キーワード：」の見出しと共に書誌的表示に続けて記載する。キーワード間は「;」（セミコロン、スペース）で区切り、重要と考える順に排列する。

例. キーワード： 遠隔高等教育; 放送大学; 放送; インターネット; メディオロジー

4) 分量

指定のテンプレートによる版面で規定の構成要素をすべて含んで以下の分量とする。

- ・原著論文 版面 12 ページ以内
- ・要旨報告 版面 10 ページ以内
- ・研究ノート 版面 8 ページ以内

5) 構成要素

要旨報告は次のものを含んではならない。

- ・目次
- ・抄録 (ただし英文抄録については下記参照)
- ・謝辞、献辞

要旨報告および原著論文には次のものを付加することができる。

- ・英文抄録 (本文・注記終了後に、英文タイトル・著者名に続け、版面 1 ページ以内。)

6) 章節見出し

章節番号は、単に数字で1.(第1階層)または1.1.(第2階層)のようにする。

章節番号は1から始める。

章節タイトルを付ける。

7) 正書法(漢字使用、送り仮名、句読法、欧文の綴字法、分綴など)および特殊文字

原則として著者の責任において、その言語の標準的な正書法・用字法による。

編集上必要な場合、編集部が変更することがある。

8) 字体・フォントサイズ・レイアウトその他の印刷形式

これらは編集部が決定する。著者は原則として指定できない。

図表のサイズ・位置は可能な範囲で著者が指定できる。

文体の統一に関する点について投稿内容を勘案して編集委員会の内規に基づいて決定する。

8. 要旨報告および修士論文と関連した原著論文に関する特例

1) 修士論文との異同

要旨報告の論旨の一部が修士論文と異なるときは、本文または注記でその旨を述べる。

引例の変更、数値の訂正、図表の訂正などについても同様である。

2) 修士論文に対する部分的および付加的な原著論文の投稿

要旨報告を投稿する者は、これと併せて

- ・ 修士論文の一部を、原著論文の形式でまとめなおして投稿することができる。
- ・ 修士論文に関連し、またはその一部を敷衍した原著論文を投稿することができる。

これらいずれの場合も、要旨報告の中で原著論文との関係を説明しなければならない。

3) 修士論文全体を改稿した原著論文の投稿

要旨報告に代えて、修士論文の全体を改稿した原著論文を投稿することができる。

この場合は、次の事項だけからなる仮の要旨報告を併せて提出する。

- ・ 論題その他の書誌的表示
- ・ 要旨報告に代えて原著論文を投稿した旨の一文

査読の結果原著論文が受理されなかった場合は通常的要旨報告の提出が求められる。